

氏名	田村 智子
学位の種類	博士（異文化コミュニケーション学）
報告番号	甲第623号
学位授与年月日	2024年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	Police Interpreters in the United States: Hearsay, Agent, Conduit, Accuracy, and Interpreter Accountability (米国における警察通訳： 伝聞・代理人・導管・正確性・通訳人の説明責任)
審査委員	(主査) 武田 珂代子 (立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科 特別専任教授) 松下 佳世 (立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科 教授) Christopher Mellinger (University of North Carolina at Charlotte, Department of Languages and Culture Studies, Associate Professor)

I . 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

Chapter 1: Introduction

- 1.1 Background of the Study
- 1.2 Problem Statement: Hearsay/Conduit Polarity for Police Interpreters
- 1.3 Purpose of the Study
- 1.4 Significance of the Study
- 1.5 Research Questions
- 1.6 Theoretical Framework
- 1.7 Limitations
- 1.8 Delimitations
- 1.9 Organizations of the Study

Chapter 2: Literature Review

- 2.1 *Conduit, Agent, and Accountability* in Interpreting Studies
- 2.2 Court Interpreting Research as Forensic Linguistics
- 2.3 Police Interpreting Research
- 2.4 Legal Literature and Law Reviews

Chapter 3: Approach and Methods

- 3.1 Theoretical Perspective, Framework, and Paradigm
- 3.2 Research Strategies and Methods
- 3.3 Data Collection
- 3.4 Database Creation
- 3.5 Empirical Analyses of Legal Theories
- 3.6 Quantitative Analyses through Data Operationalizations
- 3.7 Exploration of Power Relations in Hearsay/Conduit Polarity
- 3.8 Validity, Limitations, Delimitations

Chapter 4: Hearsay, Hearsay Circumvention, and Accuracy

- 4.1 Police Interpreters' Translation: Hearsay or Admissible?
- 4.2 Measures Taken by U.S. Courts
- 4.3 *Present Sense Impression, Catch-All/Residual*, and Other Exceptions
- 4.4 *Agent Theory*
- 4.5 *Conduit Theory*
- 4.6 *Agent and/or Conduit Theory*
- 4.7 Why *Conduit* with No Legal Ground?
- 4.8 Other End of Polarity: Pendulum Swings Back

Chapter 5: Hearsay/Conduit Polarity and Accuracy Verification

- 5.1 Interpreter Qualifications and Evidentiary Admission
- 5.2 Interpreting Issues & Audio/Video-Recording
- 5.3 Interpreting Issues and Evidentiary Admission
- 5.4 *Conduit* End of the Polarity Does Not Ensure Accuracy

5.5	<i>Hearsay</i> End of the Polarity: Police Interpreters' In-Court Testimonies
5.6	What Police Interpreters Testified To: Three Testimony Types
Chapter 6:	Hearsay/Conduit Polarity through the Lens of Power Relations
6.1	Mason's Three Power Relations and Hearsay/Conduit Polarity
6.2	Power of Interpreters of Law to Define or Not to Define
6.3	Institutional Power to Prioritize Substantive Justice Over Accuracy
Chapter 7:	Interpreters' Accountability and Audio/Video-Recording
7.1	Police Interpreters for Sixth Amendment or Fifth Amendment?
7.2	Audio/Video-Recording: Minimum Condition
7.3	Interpreter's Professional Accountability as Agent for Accuracy
Chapter 8:	Conclusion
8.1	Research Summary
8.2	Thesis's Contributions
8.3	Implications for Future Research
References, Appendix 1-6	

(2) 論文の内容要旨

本研究は、米国における司法手続きの中で、英語を解さない被疑者や参考人に対する警察の事情聴取において通訳者を介して得られた証拠の正確性について、それが伝聞 (hearsay) (よって、証拠能力がないもの) であるかどうかという観点から争われたケースに関して、連邦・州の控訴裁判所が行った審理および判決を示す判例データを収集・分析し、通訳研究 (Interpreting Studies) の視点から考察を加えたものである。

第1章は、警察の事情聴取時の通訳 (以下、警察通訳とする) の正確性について伝聞の観点から控訴裁判所が示した判断を背景とし、本研究の主題、意義、目的などを述べ、1)警察通訳は伝聞あるいは導管 (conduit) だとする米国裁判所の考えは、通訳者に対するどのような認識や法理論に基づいているのか、2)警察通訳の正確さを担保・検証する上で、また、警察通訳者が自らの説明責任 (accountability) を果たす上で、警察通訳は「伝聞または導管」という論理は効果的か、というリサーチクエスチョンを提示している。

第2章は、先行研究のレビューとして、1)通訳研究における conduit、agent、accountability の扱い、2) 法言語学の観点からの法廷通訳研究、3) 警察通訳研究、4) 法律分野、ロー・レビューの文献、という4分野の関連文献を批判的に検討し、本研究の新規性を打ち出している。第3章では、本研究の全体的なアプローチと研究方法が述べられている。その中で、本研究は、社会学的観点を取り入れた通訳研究として、判例データを質的・量的に分析し、参与者間の力関係に基づく考察を行うものと位置づけるとともに、データ収集と分析のための操作化 (operationalization) の方法について説明している。

第4章では、収集した関連判例228件の分析と先行研究の考察に基づき、警察通訳は伝聞ではないとする法理論について、代理人(agent)、導管としての通訳者という見方などに基づく6つの分類を提示し、それぞれの論理的矛盾について論じている。続いて、第5章は上記判例で警察通訳に携わった243人の資格、訳出内容、法廷証言などを質的・量的に分析し、これら通訳者の資格的問題、正確性検証の限界、通訳者による証言の無効性を示している。

第6章では、第4章と第5章で明らかになった問題点にも関わらず、伝聞の観点から警察通訳の正確性をめぐる問題含みの判断が米国の控訴裁判所で続いている原因が検討され、制度的力関係における裁判所の位置の影響が指摘されている。第7章では、こうした問題の克服策として、警察の事情聴取の録音・録画による可視化が提案され、最終章の第8章では本研究の総括と学問的貢献が述べられ、今後の研究の方向性が示唆されている。

II. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

研究対象、理論的枠組み、研究方法、分析結果と今後の研究課題、論文の形式という視点から、本論文の主な特徴を以下にまとめる。

【研究対象】

本研究は、米国における司法手続きの中で、英語を解さない被疑者や参考人に対する警察の事情聴取において通訳者を介して得られた証拠の正確性について、それが伝聞(よって、証拠能力がないもの)であるかどうかという観点から争われたケースに関する判例データを分析し、通訳研究の視点から考察を加えたものである。

【研究方法】

LexisNexis判例データベースから、警察通訳の正確性について伝聞の観点から連邦・州の控訴裁判所が1850年から2018年までに行った審理および判決を示す判例228件を抽出し、関わった243人の通訳者の資格、訳出内容、法廷証言の詳細を含むデータを質的・量的に分析している。そして、裁判所判断の論理的矛盾、また、裁判所の論理が通訳の正確性担保につながらないことを実証的に示した上で、こうした裁判所判断が続く要因を対面通訳におけるパワーの構造に関する理論的枠組みを援用して検討している。

【理論的枠組み】

上記の判例データの分析で明らかになった裁判所判断の問題点が認識されず、放置されている要因を考察する上で、本研究はMason(2015)が提示した対面通訳における3層のパワー構造(言語間の力関係、相互作用における力関係、制度的力関係)を援用し

ている。特に、制度的に優位な位置にある裁判所が警察通訳者をいかようにも定義する権力を有する点に焦点を当てて議論を展開している。

【分析結果と今後の研究課題】

分析した判例には論理的矛盾（「伝聞なので通訳者の法廷証言が必要」「通訳者は導管・代理人なので訳出は伝聞ではなく、正確」）があることを指摘しただけでなく、判例で言及された通訳者の資格問題、正確性検証の限界、通訳者による法廷証言の無効性を示すデータをもとに、そうした論理が通訳の正確性担保につながらないことを実証している。そして、この問題が認識されず放置されている理由として、司法における制度的力関係の影響を示唆している。今後は、司法通訳をめぐる裁判所の考えと通訳研究者による研究成果との乖離について、また、異なる司法コンテキストにおける同様の議論を進化させることなどが期待される。

【論文の形式】

当該分野の専門知識を持たなければ難解と取られるかもしれない法理論を扱いながら、適宜説明を加える工夫を行い、明快な文章で議論を展開している。全体的に一貫性と結着性のある議論の流れと構成になっている。

（２）論文の評価

本研究は主に、以下に挙げる３点において高く評価されるべきである。まず、司法通訳の中でも比較的研究が進んでいない分野である警察通訳に焦点を当て、その中でも、「警察通訳は伝聞か」というこれまでほとんど議論されてこなかった主題に取り組み、228件の関連判例を詳細に分析するという斬新な方法を採用したという新規性がある。米国では、警察通訳の現場は非公開で、通常、録音・録画がされないこと、また、その場にいる警察関係者など通訳訓練を受けていない人がアドホック的に通訳を行うことが多いといったことを背景に、警察通訳は、データ収集が困難であり、かつ、プロ通訳者による実践（通訳のプロフェッショナル規範）に照らした研究がしにくい対象となっている。こうした困難を克服するために、本研究は、警察通訳に言及する控訴裁判所の判例に目を向けてデータを収集するという画期的な方法を案出し、「法廷の外にある警察で行われた通訳は伝聞か」という通訳研究ではこれまで扱われなかった議論に対する司法判断を主題としている。研究の主題や方法におけるこうしたオリジナリティは、司法通訳、特に警察通訳に関する研究の進展を大いに刺激するものと考えられる。

次に、LexisNexis判例データベースから228件もの関連判例を抽出、精査、整理するという作業は多大な時間と労力のかかるものであるが、それを完遂し、新鮮かつ多様な主題の研究に今後つながるような豊かなデータを提供したことも本研究が高く評価されるべき点である。このデータを質的・量的に分析し、警察通訳に関する控訴裁判所

の判断に論理的矛盾（「伝聞なので通訳者の法廷証言が必要」「通訳者は導管・代理人なので訳出は伝聞ではなく、正確）」があるだけでなく、そうした論理が通訳の正確性の担保や検証につながるものではないことを説得力のある形で実証的に明らかにしたことは意義深い。特に、当該判例で言及された通訳者の背景や資格、訳出の質、法廷での証言の分析は、司法通訳分野における警察通訳の特殊性、つまり、法廷外で通訳者の宣誓なしに行われる通訳であり、プロ通訳者が遵守する職務倫理規定に対する認識のないアドホック的通訳者が関わっている側面などをあらためて確認させられる内容となっている。

最後に、本研究が指摘する裁判所と通訳の実践者・研究者間の制度的力関係のギャップが、警察通訳と伝聞に関する控訴裁判所の問題含みの判断が続いていることの一因だとする指摘も意義深い。「通訳者は単なる導管として機械的に言語変換をしている、よって、その訳出は正確だ」とする裁判所の論理と、通訳研究者が「通訳者は導管ではなく、特に対面通訳では、相互作用を管理するなどの『介入』をしている」ことを実証し、「介入」について考察してきた数々の先行文献との間には大きな溝がある。また、この「介入」に伴う通訳者の行為主体性という意味で agency/agent という用語が用いられる通訳研究に対し、裁判所では代理人という意味で agent が用いられている。これは、米国における裁判所と司法通訳の研究者・実践者との間のコミュニケーションが効果的に行われていない、ひいては、制度的力関係の上位にある裁判所が通訳研究者の研究成果に注意を払っていないことの表れだとも取れる。本研究はこうした課題を浮き彫りにするものであり、通訳研究の社会的認知の問題に関する議論を刺激すると考える。

本研究が提示したデータは貴重な資料として多方面での活用が期待できる。また、本研究が考察で明らかにした警察通訳における問題点と解決への道筋、また、司法通訳をめぐる裁判所の考えと通訳研究者による研究成果との乖離については、新たな視点からの議論につながりうる。本研究の成果を踏まえ、今後は、日本など異なる司法コンテキストにおける警察通訳の課題の見極めと取り組みの糸口が提案できるような研究が展開されることを期待する。